

Title	J. S. Roskell, The Commons and their Speakers in English Parliaments, 1376-1532
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.2 (1965. 10) ,p.143(297)- 145(299)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651000-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

J. S. Roskell, *The Commons and their Speakers in English Parliaments, 1376*

—1532 (Manchester University Press, 1964)

森岡敬一郎

本書は中世末期のイギリス国制史、特に下院の人的構成について幾多の業績を発表している。J. S. Roskell の第二作である。先づ始めに著者について紹介しよう。著者 J. S. Roskell は、現在 Manchester 大学の中世史の教授である。先づ、*The Commons in the Parliament of 1422* (Manchester University Press, 1954) を発表して、中世末期の議会、特に「下院」の人的構成の問題を中心にして研究を進めようとする著者である。そして本書は、「Three Wiltshire Speakers」, (Wiltshire Archaeological and Natural History Magazine, vol. lvi), “Two Medidaeval Lincolnshire Speakers” (Lincolnshire Architectural and Archaeological Society, Reports+Papers, vol. 7, part. 1.), “Sir Arnold Sowage of Bobbing, Speaker for the Commons in 1401 and 1404”, (Archaeologica Cantiana, lxx (1956)) “Sir John Cheyne of Beckford”, (Transactions of the Bristol&Gloucestershire Archaeological Society.

vol. 75.) “Sir James Strangeways of West Harlsey and Wharleton, Speaker in the Parliament of 1461. (Yorkshire Archaeological Journal, xxxix.) 等を通じてその一端を発表して来た「Speaker」の研究の総合とも言へよう。

元来、中世イングランド議会に於ける「下院」の政治上の位置をどのように評価するかは極めて難かしい問題である。一九世紀中葉の一連の自由主義的な歴史家が、中世末の議会を、更に又「下院」の国政上に果たした役割を極めて高く評価したのに対して、次第に懐疑的な主張が強くなつて来つつある。そして現在の所、「下院」はある程度の自主性をもつていたと考える学者(例へば K. B. McFarlane)と、全く貴族の思いのままに動かされていたカイライに過ぎなかつたとする説(例へば Richardson)の二つの極端な見解が並び行われていると言つてよいであろう。更に又、「貴族」対「庶民」のみではなく、国王対広く議会一般をいかに考えるべきかという問題も現在盛に検討されている。これらは中世末期のイギリス国制史の一つの主要な問題点であるとも言へよう。(例へば、最近に於ける一五世紀の Council の研究などを考えて頂きたい。) 彼の研究もこの大きな問題についての彼の専門分野からの一つの解答であるのである。

既にしばしば指摘されて来ているように、「下院」が一箇の団体として集団的行動をとるに至つたのは、一三世紀末の「議会」の開設と同時に生じたものではなかつた。「上院」とは別に、独立して討議し、独自の見解をもちそれを何等かの形で主張するに至るのは、あ

る種の「制度」の形成を必要とした。例へば Edwards が指摘しているような、「上院」・「下院」の議員の代表による折衝と意見の調整の機会であつた“intercommuning”という制度もその一つであろうが、しかし、「下院」の見解を代表して、国王に対し、「上院」に対し発言し得るものは、「下院の議長」であつたのであるから、Speaker 即ち「議長」なる制度の研究は、「下院」の政治上の役割の評価の決定に大きな意味があると言わざるを得ない。

本書は、「議長」職の起原からチューダー朝初期の「議長」までを取扱つている。内容を知る上に便利と思われるので、以下に先づ本書の構成を示そう。

第一部 議長の職

- 1 起原
- 2 議長の抗弁と下院に於ける言論の自由
- 3 議長の選挙
- 4 議長の職能
- 5 議長の報酬

第二部 議長と議會

- 6 Edward III から Henry IV まで
- 7 Henry V.
- 8 Henry VI. (一四四五年まで)
- 9 Henry VI. (一四四五年以後)
- 10 ヨーク朝
- 11 初期チューダー朝

12 結論

付 若干の議長の伝記

となつてゐる。扱、彼が、本書で特に明らかにしようとしたのは、要するに、「下院」の国政上の位置いかんということであつたから、下院がこの「議長」の選任の自由をどの程度もつていたのか、どの程度まで国王の意向に左右されたのか、又「議長」は議長として「下院」の意見をまとめる時に、或は「下院」の代表として行動する時に、どの程度まで「下院」の意向に従つていたのか、或は国王又は政府の代弁者であつたのが主たる論点となつてゐるのは当然であろう。

本書の明らかにした点は次の諸点である。

- (1) 「議長」は重要な職であるから、その選任には、しばしば国王は干渉を加えた。しかし「議長」は概して、国王によりも「下院」に対して責任を持ち、「議長」の選任はしばしば、選挙という形をとつてゐる(例へば一四二〇年)し、時には国王に好まざる人物を「下院」が敢えて「議長」に選んでゐることもあり(例へば一三九九年、一四一一年、一四九九年、一四五〇年)、「議長」が下院の意向に反して行動した場合には、「下院」が解任していることもある。主として国王の意に適つた人物(多くの場合は国王の *retainer* であつた)を「議長」に選んだのは、「下院」と国王との利益が一致していたためであり、又「下院」の国王に対する善意のゼスチャーであつた。しかして、国王の意に適つた人物を議長とすることによつて、「下院」自体の権威は高まつたものと思われる。一

方「議長」は重要な職故、国王はその忠誠をつなぐために、彼に種々の報酬を与へ又特権を認めることになつた。

- (2) 「議長」は再選されることが多い。しかし續いで二期「議長」となつたのは、John Gildborough (一三三〇)・Sir John Bussy (一三九七—一八)・Thomas Chancer (一四一〇—一一)・Roger Flore (一四一六—一七)・William Tresham (一四三九—四〇)・John Say (一四六三—五)・一四六七—一八)・William Allington (一四七二—五)のみである。
- (3) King's Council に Commoners が参加してゐる時 (Richard II, Henry IV の初期、ヨーク朝 チューダー朝)、これらの Council のメンバーが議員として選出されてゐると、議長となつてゐる例が多い。又 Household の高官、国王の retainers が多い。
- (4) 貴族と特別の關係にあつた「議長」も散見する。例へば、一三七六年の De la Mare (Earl of March の steward)・Henry IV 時代の Chancer (Bishop Beaufort の従兄弟)・一四二七年その他の Turell (Duke of Gloucester の retainer)・一四五〇年の Oldhall (Duke of York の Chamberlain)・一四五三年の Thorpe (Duke of Somerset の一味) などである。
- (5) 「下院」のコントロールは「議長」の本来の職務ではなかつた。この職務がいつから起つたかは明確ではない。しかし一五世紀前半には、「下院」をコントロールする権限がかなりはつきりしてゐたように思われる。一五世紀後半に入れば、請願の処理に対して大きな決定力をもつてゐたことは明白である。しかし「下院」内部に

於いていかなる仕事を行つてゐたかは、ここで検討してゐる時期に關しては明らかではない。既に、Richard II の治世の末に、大司教 Arundel が、Sir John Cheyne が「議長」であることが教会に多くの不利益を与えるであらうことを恐れてゐるのは、示唆的である。

彼が議長について明らかにしたことは大要上述の如くである。彼が前者 The Commons in the Parliament of 1422 に於いて、選挙の方法についての詳細な研究に初まり、同年の議會の Commons の社会的出自を明確にし、更に各議員の伝記をも加えたことによつて、単に一議會の研究である以上に一五世紀のイングランド政治社会の構造の理解に資する所の大きかつたのと同じく、本書も、「下院」の「議長」の職務の実体を能うる限り明らかにするといふ「制度史的」な分野に於いても資する所のあることは言うまでもないが、又「議長」であつた個人の社会的背景の解明を通じて、政治権力の具体的な構成がいかにあつたかといふ「政治社会史的」な分野にも資する所は大きいであらう。

現在イギリス政府の後援事業として行われてゐる議會史、特に議員の社会的、個人的背景を能うる限り明らかにしようとする大計画の中世の部は、Roskell 教授が中心となつて行われてゐる。(因にこの計画の一部は昨年既に刊行された。Sir Lewis Namier etc. (ed) History of Parliament. 1754—90. 3 vols)